



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 4 月 6 日 (木 曜 日) 第 396 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○行政書士法施行細則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1	
告 示	
○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 2	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2	
○港湾法に基づき撤去した工作物等の保管…………… (港湾課) 2	
公 告	

○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (中岡・地域課) 2
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 3
○地図及び簿冊の認証 (2件) …………… (農村計画課) 3
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 4
○土地改良区の清算人の退任の届出…………… (") 4
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 4
○基本測量の終了の通知…………… (") 4
○公共測量の終了の通知…………… (") 4
○宅地建物取引業者に対する監督処分…………… (建築住宅課) 4
雑 報
○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止…………… 5

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則 (昭和26年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(帳簿の記載事項) 第3条 法第9条第1項 (法第13条の17において準用する場合を含む。) の知事の定める事項は、 <u>受託番号及び作成した書類の枚数</u> とする。	(帳簿の記載事項) 第3条 法第9条第1項 (法第13条の17において準用する場合を含む。) の知事の定める事項は、 <u>受託番号</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 266号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。
令和5年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前1171番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

宮崎県告示第 267号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。
令和5年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300406	多機能型事業所にじいろ	延岡市伊形町5030番地5	合同会社 絆	延岡市伊形町5030番地5	令和5年4月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス

宮崎県告示第 268号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
4年-23	映画	レッド・ロケット (原題) RED ROCKET	トランスフォーマー (アメリカ)	令和5年3月22日
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 269号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称及び所在地
		種穂	苗木	
1410	坂本 泰雄 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 10832番地	採取精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	坂本 泰雄 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 10832番地
1411	安藤合同会社 宮崎県宮崎市田野町乙 11894	採取精選	幼苗の育成	安藤合同会社 宮崎県宮崎市田野町乙 11894

宮崎県告示第 270号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第56条の4第3項の規定により、同条第2項の規定により撤去した工作物及び船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を保管した。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 工作物等の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状及び数量	放置等されていた場所	撤去した日時
名称：MEIJI 形状：船質 FRP 船長 8.41m 数量：1隻	宮崎市港東1丁目1番2 (宮崎港東地区)	令和5年2月22日 午前11時20分

- 2 工作物等の保管を始めた日時
令和5年2月22日午前11時30分
- 3 工作物等の保管場所
宮崎市港東1丁目18番地（宮崎県中部港湾事務所の敷地内）
- 4 保管した工作物等の返還
 - (1) 返還期限
令和5年8月22日。ただし、令和5年5月22日までに返還の申出がない場合には、工作物等を売却してその代金を保管し、又は工作物等を廃棄することがある。
 - (2) 返還の申出及び問合せ先
宮崎県中部港湾事務所総務課管理担当 宮崎市港東1丁目18番地
電話番号0985 (24) 6224
 - (3) 費用負担
工作物等の撤去、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者その他港湾管理者が当該措置を命ずべき者の負担とする。

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を令和

5年3月17日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備えて縦覧に供する。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更の理由

計画図

(1) 森林地域

林地開発許可を受けた開発行為によって森林でなくなり、今後、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、森林地域を変更する。

2 5地域区分の変更概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1) 総括表

（単位：ヘクタール）

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	－	－	－	88,747
農業地域	306,922	－	－	－	306,922
森林地域	591,865	－	221	△ 221	591,644
自然公園地域	95,842	－	－	－	95,842
自然保全地域	192	－	－	－	192
計	1,083,568	－	221	△ 221	1,083,347
白地地域	6,543	9	－	9	6,552

(2) 変更内容の地域区分別概要

（単位：ヘクタール）

変更に係る5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
森林地域	宮 崎 市	－	166	△ 166
森林地域	小 林 市	－	1	△ 1
森林地域	え び の 市	－	32	△ 32
森林地域	国 富 町	－	20	△ 20
森林地域	綾 町	－	2	△ 2

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ宮崎店

宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行 代表取締役 梅田圭

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ドン・キホーテ宮崎神宮店

宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆

（変更後）ドン・キホーテ宮崎店

宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台2丁目19番10号

4 変更の年月日

(1) 店舗名称 平成21年11月13日

(2) 小売業者の代表者変更 令和元年9月25日

小売業者の住所変更 平成21年9月25日

5 変更する理由

(1) 正式名称が決定したため

(2) 小売業を行う者の代表者氏名及び住所に変更が生じたため

6 届出年月日

令和5年3月13日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年4月6日から令和5年8月7日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年4月6日から令和5年8月7日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成14年9月1日から令和5年1月13日まで
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字西方の一部
- 4 認証年月日
令和5年3月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
高千穂町
- 2 地籍調査を行った期間
令和3年7月1日から令和4年12月14日まで
- 3 地籍調査を行った地域
高千穂町大字向山の一部
- 4 認証年月日
令和5年3月20日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	稲 井 義 人	児湯郡高鍋町大字南高鍋 565番地
理 事	島 田 浩 二	児湯郡木城町大字椎木2088番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、山之口土地改良区（都城市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した清算人

氏 名	住 所
北 園 紘 美	都城市山之口町富吉3943番地
川 内 辰 雄	都城市山之口町花木 781番地 4
連 城 守	都城市山之口町花木1648番地

田 上 義 行	都城市山之口町富吉2534番地 6
原 田 保 志	都城市山之口町富吉4158番地
下 西 弘 美	都城市山之口町花木2437番地
北 園 敏 夫	都城市山之口町富吉3983番地 1

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業地域
宮崎県都城市、日南市、串間市
- 3 作業終了日
令和5年2月8日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（水準測量、空中写真測量）
- 2 作業地域
宮崎県都城市高崎町
- 3 作業終了日
令和5年3月9日

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第65条第2項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
 - (1) 免許証番号 宮崎県知事（8）第3571号
 - (2) 商号又は名称 株式会社浜荘産業
 - (3) 代表者の氏名 濱畑 一裕

- (4) 主たる事務所の所在地 都城市郡元町2868番地14
- 2 処分をした年月日
令和5年3月16日
- 3 処分の内容
業務停止7日間(令和5年4月4日から同年4月10日まで)
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第65条第2項第5号

雑 報

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(令和2年4月13日付け雑報)は、廃止する。

令和5年4月6日

公立大学法人宮崎県立看護大学理事長 藪 田 亨

--	--